

基本仕様書

1 業務名

ふくおか応援寄付PR業務委託

2 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市財政局財産有効活用部財産活用課 外

3 履行期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

4 業務内容

ふくおか応援寄付PR業務委託提案競技実施要領（以下、実施要領という。）やふくおか応援寄付ホームページ（※1）、総務省ふるさと納税ポータルサイト（※2）等を参考に、ふるさと納税制度の理念、概要、本事業の目的をふまえ、制度の趣旨に沿った表現・方法により、以下の業務を実施すること。また、総務省告示第179号により総務大臣が定める募集の適正な実施に係る基準を遵守すること。（詳細は、総務省告示第179号（別紙1）及び総務省ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A抜粋（別紙2）参照。）

また、原稿やデザイン等の内容を含め、業務の遂行にあたっては、財政局財産有効活用部財産活用課職員と十分に意見交換、調整を図ったうえで実施すること。

※1 ふくおか応援寄付ホームページ：

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/propertyuse/shisei/kihu/kifu_top.html

※2 総務省ふるさと納税ポータルサイト：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

(1) ふくおか応援寄付のPRの企画・実施

- ① SNSや情報誌、メディア等様々な媒体を活用した、ふくおか応援寄付の効果的なPRにつながる企画・実施を行うこと。

なお、その内容については、コロナウイルスの影響について十分配慮の上、実施可能なものとする。こと。（イベントを提案する場合は、3密を避ける等、感染対策を具体的に明記すること。）

- ② 個人に加え、企業・団体もPR対象とすること。（別々の手法でも可）
- ③ 個人についてのPRは、主に市外居住者（特に、首都圏や関西圏などの九州外）を対象とすること。
- ④ 活用したPR手法における効果測定を行い、その結果を適宜報告するとともに、想定した効果が見込めない場合はその対策を取ること。

(2) ふくおか応援寄付のパンフレット作成

「ふくおか応援寄付」の制度周知、PRを図るためのパンフレットについて、自由提案のうえ、版下を作成する。

(A) 版下作成

①令和2年度版ふくおか応援寄付パンフレットに記載の項目を基本に、より魅力的な内容に充実したパンフレットを企画する。(なお、令和2年度版の版下を利用することも可とする。)実施要領「9 契約候補者等決定までの流れ」のとおり、後日、掲載内容詳細データを送付する。

②の資料を基に、版下を作成する。

なお、原稿文言については市と調整を行うものとする。

(B) 規格・部数

①規格

サイズ：A4

ページ数：22ページ程度

紙質：マットコート紙

②部数

15,000部以上

(3) パンフレット活用方策の企画・実施

令和2年度パンフレット(作成済約8,000部)及び今回作成する令和3年度パンフレットの一部(約5,000部)について、効果的な活用策(配布先等)の企画・実施を行う。令和2年度分パンフレットについては、令和3年10月中を目途に、令和3年度分については、令和4年2月までを目途に、活用方策について企画・実施すること。なお、市において、既寄附者に対しては、別途、送付する予定である。

5 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者を置くこと。

6 成果物

(1) ふくおか応援寄付パンフレット

成果物は令和3年10月18日(月)までに、印刷物及び電子データで納品すること。(印刷部数は「4 業務内容」参照。)

(2) ふくおか応援寄付のPR及びパンフレット活用方策の企画・実施

実施内容を記載した報告書を印刷物及び電子媒体(エクセル・ワード)で提出すること。

7 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権は発注者に帰属するものとし、発注者における二次利用を可能とする。
- (2) 発注者は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、発注者が認める場合には、受託者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (3) 7（2）の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 発注者は、成果物の内容（デザイン、設計等を含む。）を自由に変更することができるものとする。

8 その他特記事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) デザイン・レイアウト等については「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」（※3）を参照すること。

※3ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/kouhou-hodo/kankoubutsu-video/ud.html>

- (3) Web サイトを作成する場合は、「福岡市が管理運営するホームページにかかるアクセシビリティ対応基準書」（※4）をふまえ、ウェブアクセシビリティに十分に配慮したものとする。

※4福岡市が管理運営するホームページにかかるアクセシビリティ対応基準書

https://www.city.fukuoka.lg.jp/sub/accessibility_taioukijun.html